

令和3年度静岡県建設業審議会会議録

日 時	令和3年12月16日(木) 午前10時から12時まで
場 所	静岡県庁別館9階 特別第2会議室 (Webによる参加者あり)
出席者 職・氏名	<p>会長 静岡文化芸術大学名誉教授 川口 宗敏 (来庁)</p> <p>会長代理 公認会計士・税理士(丹羽秀夫事務所) 丹羽 秀夫 (Web)</p> <p>委員 静岡大学人文社会科学部准教授 大脇 史恵 (Web) 弁護士(オーキッド法律事務所) 岡村 真央 (Web) 大日工業株式会社代表取締役社長 川瀬 昌之 (来庁) 静岡県消費者団体連盟理事 野中 正子 (Web) 株式会社山崎製作所代表取締役社長 山崎 かおり (Web) (一社)静岡県建設業協会会長 石井 源一 (来庁) 静岡県中小建設業協会副会長 市川 照 (来庁) (一社)静岡県建設産業団体連合会理事 三輪 容次郎 (来庁) (一社)静岡県建設コンサルタント協会会長 森崎 祐治 (来庁)</p> <p>事務局 交通基盤部部長代理 高畑 智之 交通基盤部理事(土木技術担当) 勝又 泰宏 交通基盤部建設経済局長 名雪 元 交通基盤部建設経済局技監 村手 克巳 交通基盤部建設経済局建設業課長 野毛 勉 他</p>
議 題	<p>(1) 建設産業ビジョン2019、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画の進捗状況について</p> <p>(2) 静岡県の担い手確保の取組について</p> <p>(3) 産官連携による一斉休工の実施報告について</p> <p>(4) 適正な価格による発注について</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県建設業審議会出席者名簿、座席表</li> <li>・「令和3年度静岡県建設業審議会」のプレゼンテーション資料 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span></li> <li>・静岡県建設産業ビジョン2019進捗評価 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span></li> <li>・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画進捗評価 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span></li> <li>・令和3年度の建設産業担い手確保・生産性向上支援事業(県建設業課実施分) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span></li> <li>・静岡県建設産業ビジョン2019概要版 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料1</span></li> <li>・静岡県建設産業ビジョン2019 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料2</span></li> <li>・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画の概要 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料3</span></li> <li>・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料4</span></li> </ul>

## 1 議題

- (1) 建設産業ビジョン 2019、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画の進捗状況について
- (2) 静岡県の担い手確保の取組について
- (3) 産官連携による一斉休工の実施報告について
- (4) 適正な価格による発注について

## 2 内容

(1) 建設産業ビジョン 2019、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画の進捗状況について

(事務局) 資料に基づき説明。

(川口会長) 事務局から説明がありました件について、御意見あるいは御質問がありましたら御発言をお願いします。

(石井委員) 静岡県建設業協会の石井です。よろしくお願いいたします。

先ほど、建設産業ビジョンの進捗状況の説明がありました。このビジョンにおける目標の達成が、我々地域建設業が社会基盤整備の担い手として、今年の特海災害のような自然災害時の復旧・復興を担う地域の守り手として、これからも使命を果たしていくために必要だと認識しております。

現在の建設業における課題は、こうした役割をしっかりと担っていくための各企業の安定的な経営と担い手の確保・育成だと考えていますが、そのためにはビジョンに示された課題を行政と企業が連携し、解決していかなければなりません。

近年課題となっております項目に、交通誘導員の不足があります。工事の集中する年度末や現場周辺で大きなイベントが開催されると、交通誘導員が確保できず、入札の参加を断念したり、工事の工期延長をせざるを得ない現場が多く見られます。このため、誘導員の不足の解消について県に相談、要望したところ、県工事の仕様書では、誘導員は警備業の従業員に限定していますが、逼迫の状況が確認できた場合は、受注業者の従業員でも誘導業務ができる自家警備を試行していただきました。課題の解決に向けて、大きな一歩を踏み出すことができ、大変感謝しております。

このように、行政と連携し課題を一つ一つ解決していくことが、ビジョンの目標達成につ

ながると考えますので、県の皆様には我々の要望、提案に耳を傾けていただき、さらなる連携強化をお願いしたいと思っています。よろしく願いいたします。

(川口会長) 要望ということで、県の方、よろしいですか。

(事務局) はい。

(川口会長) よろしく願いします。

(市川委員) 静岡県中小建設業協会の市川です。

本年、静岡県の熱海市伊豆山で災害が起こりました。この災害を教訓に、災害時の体制の確保と活動における補償について、特に従業員、そこで働いている労働者並びに近隣にいる第三者に対しての補償、そういったものをもう一度検討をしていただきたいと思います。また、近年、我々建設産業に入ってくる多くの若者は、非常に高いボランティア、スピリットを持っています。マスコミの方々にも我々お願いしてるんですが、テレビ等のニュースの報道に、自衛隊とか消防団、警察の方々は映るんですが、どうしてか建設産業に従事している方々の映像が映らない。行政においても、我々のこの活動がマスコミに取り上げてもらえるよう、ぜひ広報関係者に十二分にPRをお願いしたいと思います。

それと同時に、災害協定における補償の拡充をするとともに、その状況を広報していただけると、建設業の従事者がしっかり補償されてるんだなという形になってくると思うので、そういったことを県に要望させていただきたいと思う次第でございます。

(川口会長) 急ぐようで申し訳ありませんけど、次に進みます。

(2) 静岡県の担い手確保の取組について

(3) 産官連携による一斉休工の実施報告について

(事務局) 資料に基づき説明。

(川口会長) 事務局から議題2と議題3を同時に説明いただきました。

それでは皆さんに、最初に議題2、静岡県の担い手確保の取組に対して、御意見あるいは御質問がありましたらお願いいたします。

今の説明で大事な点は、担い手確保についていろんな方面からの取組をしていることです。

(山崎委員) 質問ですけど、働き方改革をされているということですが、具体的に年間実労働時間を見てみると、平成29年の現状値を見ると、そんなに残業、時間外労働が多いような

時間ではないような気がするんですけど、実態はこの数値は本当に実測かというところを教えてくださいなと思いました。

(事務局) この年間実労働時間の実績につきましては、厚生労働省の統計によるもので、国の方で企業規模10人以上の企業を対象に実施している賃金構造基本統計調査の時間から導き出しております。

(山崎委員) 静岡県のですか。

(事務局) 全国の統計値です。

(山崎委員) 静岡県では出されていないということですね。時間外労働がどのぐらいなのかなど、素朴な疑問でした。ありがとうございます。

(野中委員) 今の質問に対して、調査の対象が、従業員が10人以上と言われたんですが、10人以下になる小規模の事業所、その数がかかなり多いのではないかと思います。建設業に関して。その割合はどのくらいでしょうか。その調査の対象になっていないところが、今言った調査の対象になってるかどうか1つの質問。

もう一つは、一斉第2土曜日を休工の日と呼びかけているということですが、目標は週休2日になると思うんです。工事の都合で第2土曜日に休めない場合は、ほかの日を休みにするか代休を取る形で、例えば週休2日制度ができているのか、月に1回だけ第2土曜日で、そういった制度にしてるのか、その辺のところですよ。

新しく担い手確保するにしても、これから事業につく人が、休業日があるのかどうか、すぐ選択するうえでの対象になると思うんです。建設の工事の魅力はもちろんですけど、休みがあるかどうかは若者にとってそれも魅力なので、その辺、しっかりと休みが取れる制度になってるのかどうか、今言った調査の対象が10人以下、結構たくさんあると思うので、その割合、どんなものかを教えてください。

(事務局) まず、賃金構造基本統計調査、国の統計調査になりますので、10人未満の企業がどれぐらいあるかという割合は手元にはございませんので、申し訳ございません。

あと、週休2日の件に関して、第2土曜日を休工としておりますけれども、目指しているところは週休2日です。その足がかりとなるように、今年度から第2土曜日を休工とする取組を始めたところでございます。

(野中委員) 分かりました。ありがとうございます。

(川口会長) 議論は、次の産官連携による一斉休工の実施に入っておりますので、それも含めて、何か御意見、御質問があればお願いいたします。

(川瀬委員) 大日工業の川瀬です。

私は製造業の立場から御意見を言わせていただいている者です。私としては、今回、このビジョンの進捗評価をいただきまして、非常によかったなと本当に感謝をしております。やっぱりデジタル化、それに対する取組という進捗度が分かると、皆さんの目標に対する管理ができやすいのかなと思います。ありがとうございます。

私、先月、中部横断自動車道を通って山梨県に行って、山梨の都留市にありますリニアモーターカーの見学施設でいろいろ視察してきましたんですけど、目的は中部横断自動車道を通ることによって、どなたに利便性があるのか、私なりに調べるために行ったわけです。中部横断自動車道、非常にトンネルが多く、約9割ぐらいがトンネルの中で、トンネルから出るとよく分かるんですが、本当に岩盤、岩肌の中にトンネルを造ったことがよく分かります。どれだけ苦労されたのか、それを見るだけでも分かるんです。

ただ、トンネル工事でかなり費用もかかったと思うんですけど、これを本当に利用してるのかなということです。高速道でもすきすき状態で、清水から山梨に向けて大月インターへ行くまで1時間かからないぐらい、そのぐらいの早さで行けます。今後、例えば山梨、長野、新潟から物流として清水、静岡県など、こういった経済的なことに非常にプラスになるのではないかなと思います。使う利用者が少ないなのは、ちょっと残念だなと感じました。

リニアモーターを見てるときに、静岡から小学生が、学校がバス3台連なって見学にきました。リニアモーターにすごい関心があるのかなという感じをいたしました。小学校、中学校、学校の教育関連の中で、最先端だとか、またはこれから使われるようなインフラ整備を見ていくのは、非常に大事かなと感じます。

資料4の中で、中学、高校の実施授業があるんですけど、この中で目的が一体どこにあるのか。教育委員会、木苗さんが進めてくれればもっと進むと思いますけど。こういったところに静岡の将来とか、または静岡の建設関係の技術を見ていただけるのが、非常にこれから小学生に与えるインパクトというか、そういったものが高いのではないかと思います。

内容についても、例えば5番の静岡の海岸の堤防だとか、そういったところがあります。これは、恐らく南海トラフに対する津波対策とか、そういったことに対して、実際に見に行くのではないかな。中に富士山噴火がありますけど、これは別だと思えますけど、そういったところでは、どのように県がBCP対策とか、そういったものを考えてるか。そういった教育の一環を取り入れていただければいいかなと。

清水港があるので、ここが一番、気になる場所です。私が今、国交省の実証実験をやっ

てまして、清水港の中で水中ドローンを使って、中の清水港の状態を見ると、要は岸壁の状態がどのようになってるか、調査するような実証実験をやっています。これもなかなかオープンにできてないところがあります。なぜかという、やはり港湾だから SOLAS 条約がありまして、一般の方は入れない。そういった規制で、なかなか見ていただくことができないです。実証実験を私どもがやるに当たっても、許可をいろいろといただいてやるわけですけど、そういったところも身近でないところも非常に残念かなと感じます。

ぜひ、子供さん、小学校、中学校の教育では、皆さんのほうで日頃取り組まれてる内容も含めて、実際見ていただけるようなカリキュラムを組まれたらどうかと、私は非常にそういったものを感じますので、ぜひ一度、教育委員会さんとも 1 回協議していただいて、進めていただければなど、このように感じました。

(川口会長) 事務局。

(事務局) ただいまいただいた御意見に関しまして、御覧いただくと分かるかと思いますが、いろいろ学校によって、いわゆる職業としての建設産業を教えるキャリア教育ですとか、先ほどおっしゃった富士山の噴火ですとか、いわゆる防災に関する防災教育、教育委員会でいろんな教育をやっておりまして、その辺を学校側のニーズに応じて、これはカスタマイズしてやっています。1つのカリキュラムといいますか、プログラムでやっているのではないものですから、そういった学校側のニーズと合うようなことを今後もやっていくと同時に、今、委員から御指摘がありました、今現状のインフラのことを見るようなことが主になっておりますが、子供たちは将来大きくなったときに、未来のインフラといいますか、将来のインフラも感じさせるようなことも取り組んでいこうと感じました。

以上でございます。

(川口会長) 議題の 2 番、3 番について、何か御意見、御質問があれば。よろしいですか。

それでは、10分ほど休憩時間でよろしく申し上げます。11時5分再開です。

(休憩)

#### (4) 適正な価格による発注について

(事務局) 説明に入る前に、先ほど御説明した指標のところ、この表の中に次回からは出典等を明記して、何のデータか分かるように進めていきたいと思っております。今回は失礼いたしました。それでは、議題に移らせてもらって、適正な価格による発注について説明をさせて

いただきます。

(事務局) 資料に基づき説明。

(川口会長) 今の事務局から、議題4の適正な価格による発注について、その周辺の事情と背景等を説明していただきました。

この件に関して、何か御意見、御質問があったら御発言をお願いします。

(野中委員) 質問です。素人の意見かもしれないですけども、工事全体に関して、この見積りを出すとき、価格、その中にいわゆる工事の動脈部分と静脈部分があると思うんです。ついせんだって、NHKで、熱海であった事故に関連して、現場当時の残土処理がどのようなふうに見積もられていたか、どんなふうにしてその計算されて、なぜ、適正な処理がされていなかったかと言っていると聞き過ぎかもしれませんが、それには静脈部分に当たる残土処理とか廃材の処理とか、そういったものに対しての見積価格は赤字になってるというような話でした。

それを見たときに、工事を発注するに当たっては、そののところまでしっかりと確認した上で発注しなければいけないと思うので、その辺、素人の意見かもしれないですけども、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局) 技術調査課の良知といいます。よろしくお願いします。

今、お話に関連して、うちの課で残土処理、そういったものについて一括して窓口として担当をしておりますが、我々が行っている事業、全て公共工事になります。公共工事の場合は、土の移動についてはスタートからエンドまで全て管理をし、それに必要な費用はしっかり計上し、どのくらいのもが動いたというのもしっかり管理をして、それも含めて提出をしていただいておりますので、我々公共工事として行っている土の動きについては問題がないと認識をしております。

なかなか、国交省もそうですが、民間の土の移動が現在課題になっておりまして、国の動向ですとか、いろんな情報を収集しながら、我々もその点、気をつけていかなければいけないと考えております。

以上です。

(野中委員) 民間に関しても考えて、県でもある程度の指針を出していただけるといいと思います。ありがとうございました。

(森崎委員) 静岡県建設コンサルタント協会、森崎でございます。

ダンピング対策について、今、低入札の調査制度や最低制格制度等によって、かなりこれ

に対する対策ができておりますが、国、県のレベルについては、これがきちっと回る形であるんですが、現状、市町に関して言いますと、まだ、こうした制度を取り入れてない市町が相当数あるはずですよ。ぜひ、県からも、こうした制度について取り入れてない市町につきましても、これをぜひ取り入れた制度にさせていただけるように働きかけを、現在もやっていたらと思いますけれども、引き続きお願いをしたいと考えております。

我々のほうで言いますと、調査設計等、人件費率が非常に高い分野の業務でありまして、非常に低い価格で落とされてる事例等も出ておりますので、ぜひ県内の市町における制度においても、こうした国県のレベルになっていくように働きかけをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局) 確かにそういう話も聞いております。市町に対しての働きかけについては、実態を把握をしつつ、取り入れてないところについては、そのような活動をしているところですので、御理解をいただくとともに、我々も頑張らなきゃいけないと思ってますので、よろしく申し上げます。

(川口会長) そのほかに、いかがでしょうか。

(市川委員) 中小建設業協会の市川です。

低入札価格調査制度について、お伺いしたいです。今年度、低入札の制度により、入札価格が基準価格以下となり調査をした工事では、全ての工事で契約に至ってるんでしょうか。実態を教えてくださいたいと思います。

(事務局) 技術調査課です。申し訳ありません。まだ、今年度の現段階での集計の資料を持っていないですけども、昨年度の実績で申し上げますと、低入札価格調査の対象となった案件が57件、これは土木だけではなくて、建築とか解体とか全て含みます。57件ございまして、そのうち契約に至らなかったものが7件ございまして、実際には低入札価格調査で契約をした案件は50件ございました。例えば、そのうち土木一式でいいますと、22件契約が昨年度の実績でございます。

以上です。

(市川委員) 実態から申し上げますと、私たち受注業者が、どうしても仕事が欲しくて安い価格で受注しますと、やはりここに書いてあったとおり、下請業者などいろいろなところにしわ寄せがと書いてありますけども、そちらにしわ寄せが行くのが正直、実態でございます。そうしますと、若い方々が入ってこない理由に挙げられている、給料にも恐らく100%影響してくるわけでございます。



このため、7件契約に至らなかったということですが、全てが契約に至らないような制度にならないか。また、これまでも基準価格を上げて欲しいと要望していますが、ダンピングして、一応できるんじゃないかという実績が来ますと、この制度がざる法みたいな形になってしまいますので、ぜひ、そうならないための対策をしっかりと検討していただければと思う次第です。

(川口会長) 市川委員は、低入札価格調査はいろいろ厳格にというか、厳しくやってという要望ですね。

(市川委員) 日本だと会計法で予定価格の100%以上は駄目ですけど、アメリカは100%以上でも、1億円の工事に1億200万でも落札、契約できるわけです。日本は明治からの会計法でできない制度になって、安けりゃ良いという考え方です。こうした中で、基準価格が大分上がってきたんですが、この制度が、適正な利潤を確保し、品質の良い工事を行うために作っていただいたのであるならば、ガイドラインにおいて、自信を持って、それ以下は全て駄目だよという基準価格をもっと上げていただかないと、目的が達成されないと考えます。

(事務局) ちょうど今、我々も最低制限価格、調査基準価格の考え方、契約しない額の決め方について部内で検討しているところですので、またいろいろと御相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

(川口会長) そのほか、ありますでしょうかね。

この問題自体、昔から建設産業というか建設業の課題で、なかなか御参加の皆様も事情、背景等を知っておられるでしょうけど、大変ですよ。その辺りも対策、県のほうはよろしくをお願いします。

そのほか、ありますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、全般を通して、そのほか何か御意見や、これだけは言っておきたいということがありましたら。

(三輪委員) 三輪です。

今日しゃべらなかったのは、前回、前々回、御発注の平準化について長々と述べたので、今日は慎もうと思っておりましたが、結果、発注の平準化については改善がなされていますので、大変ありがたく思います。以上です。

(川口会長) 御協力、どうもありがとうございます。そのほかございますか。

(川瀬委員) ここ最近のコロナ感染による影響が、製造業も当然そうですけど、恐らく建設業関係も大きな影響があると思っておりますけれど、具体的にどのような影響が出ているのか。材

料とかそういったものは、当然輸入するものについても値上がりしてるとは思いますけど、これからまた燃料費とかが上がったりとか、当然人件費についてもそうですけど、コロナ感染に影響して変わっていくような見通しは、県ではどのように対応されるんでしょうか。

(事務局) 世界的なコロナ禍の影響によります半導体等の納入等の遅れとかは見られているところでございます。例えば、県の港湾の設備の機器の更新とか、そういったところに電子部品等が使われてることがありますけど、そういった納入の遅れも見えるようになってきておりまして、そういった場合は、あくまでも約款に基づきまして、工期の延長とか、そういった協議をしているところでございます。

また、先般、建設業協会の皆さんと意見交換を行った際、今日、お越しの市川さんから、資材価格も高騰しているのので、発注者側でも契約変更の協議には速やかに応じて、適切な契約変更をしていただきたいという御意見もいただいたところでございます。

したがいまして、今後もコロナ等の状況にもよりますけど、入札する際には燃料費とか材料費の価格高騰を踏まえて、市場価格を参考にした適切な価格、予定価格の設定、工期の設定をするほか、こういった価格の変動等に対応するように、契約後は工期や請負代金の変更が生じた場合はきちんと協議をして、適切に対応するようにしていくようにということで、私どもも発注機関に対して、12月上旬に通知をしたところでございます。

いつまでコロナの影響が続くかということもございますけれども、そういう推移を見ながら、適切に対応してまいりたいということ。また先ほどあった、市町も同じですので、市町に対しても協力の要請を12月上旬に先ほどの通知と同時に行ったところでございます。

以上であります。

(名雪局長) 建設経済局長の名雪と申します。

今、野毛課長から話がありましたが、付け加えてお知らせしておきたいことがございまして、コロナの関係もあって、今まで生産性向上で、働き方改革で、県では遠隔臨場といいまして、例えば、いちいち今までは県の職員、受注者の方は現場でいろんなものを確認していたんですが、リモートの機械を使って、なるべく少人数で済ませるところが出てきてます。これは先ほどあったように、人がいなくなってくる、将来にわたって、こういう技術はどんどん使っていきたいと思います。

あと、製造業では、一般的にはリモートとかパソコンを使ったものが多かったと思いますが、工事現場では、現場で書類の受渡しがあったり、それを基に会議をしてたんですが、そういったところもクラウド上で書類をやり取りしたりが、コロナのこともあって、かなり進

んできている。これは将来にわたって、製造業さんの無人化してるような部分のことを、今、現場で工事なんかは人が勝負ですから、そのところの省力化が進んでるところでございませう。

以上です。

(川口会長) そのほか、ございますか。

(市川委員) 今、名雪局長からご発言がございましたが、名雪局長と静岡の商工会議所主催の対談に出たときに、働き方改革の一環として静岡県と連携して実施している、毎月第2土曜日を一斉休工する「ふじ丸デー」の話がでました。これを、私ども静岡県中小建設業協会の上部団体、全国中小企業団体があるんですが、その広報委員をやっておりますので、広報誌に載せたところ、全国から意外と反響がありました。我々静岡県は、そういった面では先進的な県なんだと、改めて外からの意見で認識したわけです。

また、名雪さんと民間の設計事務所さんの方とお話をしたときに、名雪さんから、価格だけじゃなくて、工期のダンピング。これを何とか是正したほうがいいのではないかという指摘がありました。我々が民間の建築工事やりますと、どうしても建築が主体でやってきまして、電気とか設備の方々が、その間を縫ってと言ったら怒られますけど、休みとか、結構遅く、夜残業で工事を行うという形が、民間では若干当たり前みたいな雰囲気のところがあります。

施主さんから、いつまでに作ってほしいと言われてますと、民間ですと、その工期に間に合わないとかかなりの金銭的なペナルティーも発生する場合がありますので、工期に収めようと無理をします。公共が中心となってこうした意識改革をしていかないと、建設産業全般にわたる工期のダンピングという問題点は、解決できないのではないかなと思っている次第でございまして、ぜひ、官主導でいけるところは価格、工期についても、こういったものだよと民間にも広く知らしめていただけると、我々業界といたしまして、大変に助かるなという実感がございます。

(川口会長) 工期は工程管理というか、先に計画書を出していただいて、やってますよね。そういうのは逆に、市川さんの話だと、民間で割と難しいのかということでしょうね。

(市川委員) 納期が決まってるというのが、最大のネックです。

(川口会長) 要はお金だけじゃなくて、時間という制約というか、縛りが発生してるんじゃないかということですね。その辺の御指導というか、お願いするしかないですね。

(事務局) 公共事業に関しては、特に団体の方からもいろいろな御意見がありますので、適

切な工期による発注と、そのために、我々も設計の段階から、おおむねの工期をちゃんと計算をしつつ発注をすとか、あるいは工期もある程度自由にしたりとか。昔ですと会計年度が単年度で、3月末までとか厳しい話がありましたけども、今ですと債務設定ですとか、割合早いうちから繰越しの設定をすとか、複数の年度にまたがって工事発注ができるようなことをしており、これが平準化にもつながっています。そういったことで、とにかく適正な工期で我々はお願いたしたいんだということで、公共発注は進んでおります。

なかなか民間ですと、後ろが決まっている、あるいは学校でも、どうしても夏休み、冬休みとか、お休みのときに作業しなければならないこともあって、結構、工程的に厳しいという話も聞いておりますので、その辺については、我々も勉強しながら工期設定の考え方を進めていかなければいけないと思っています。

(事務局) 民間工事等への工期のダンピングの防止の波及に関してお答えいたします。

私どもと労働局さん、あと業界の皆さんと商工団体等が一同に介して、労働時間適正化協議会を静岡労働局さん主催でやってまして、これも1月の末にまたあります。その場にも、県内の経営者協会ですとか、商工会議所団体連合会、いわゆる発注者になり得る方たちがお見えになりますので、その場でも、昨年度も私、御説明したんですけれども、引き続き協力をお願いしていきます。

あと、もう一点、せんだって、国土交通省と私ども、建設業を所管してる課長が参加する会議がありまして、民間での工期のダンピングに関して、意見を申し上げました。国土交通省から、一体どういったところが工期のダンピングをするんだと。例えば不動産のマンション建設であれば国土交通省は所管してますので、そういった団体にも申入れとかをするんだけど、実態がよく分かっていないもので、情報があれば、どんどんと私どもを通して、国交省へと情報を上げてほしいということがございましたので、また具体的にどういった発注者系が工期を厳しくしているのかとか、教えていただきたいと思います。

以上であります。

(川口会長) 時間的に、どなたかお一人だけ、これだけ意見を申し上げるといようなことがおありになれば、御発言をお願いしたいなと思います。

今日は分量が厚い内容でしたので、前の案件に関係していただいても構いませんけども。

(丹羽委員) いろいろ充実した資料で、非常に報告も簡明で、大変すばらしいなど、今日は印象を持ちました。事務局の方は、本当に努力をしていただいて、いろいろ行政組織全体を挙げていろいろ改善策を、一つ一つ問題解決に努力されていることを確認できてうれしく思

いました。

最後に、検討された適正な価格による発注についての件で、よろしいでしょうか。

国交省では、建設業法令遵守ガイドラインを出しています。最初は元請・下請間のガイドラインだけいわゆる下請代金支払遅延等防止法ですか、それなんかを受けてのものでした。でも、公共工事も民間工事も、工事の発注者さんは建設業法令を守らないといけないということで、発注者さん、受注者さんの間における法令遵守のガイドラインも出しているんです。

民間の発注者さんにこのガイドラインの存在とか、建設業法の適用がありますよという知識が欠けているのが問題を生じさせるところでして。民間といっても、個人の住宅建築とか、いわゆるアマチュアレベルの発注者さんは知らなくても仕方ないかもしれませんが、事業を営むような民間の発注者さんであれば、知っておいていただくことが望まれます。この建設業法の法令遵守ガイドラインを県で発注者さん向けに、商工会議所だとかいろんなところで宣伝していただいて、県内の民間の発注が健全であるようにされてはいかがでしょうか。先ほど野中委員からも静脈の話とかがありますが、適正な工期と適正な金額を、この法令遵守ガイドラインの精神を受けて、普及・啓蒙していただくのはありではないかなと思ったところです。少し御研究いただければと思います。お願いします。

(事務局) 適正な工期の設定に関して、民間の方たちにも昨年度、労働時間適正化推進協議会の中でも、建設業法も改正されて、著しく短い工期で行った場合は都道府県知事もその相手の民間の事業所に勧告ができるという制度もできましたので、その辺も含めまして、また再度、民間の団体の方たちに、その旨お伝えして周知していきたいと思います。ありがとうございます。

(川口会長) 今日は御協力をありがとうございました。本日予定されました議事は、終了いたしました。

委員の皆様、大変御熱心に御議論していただきまして、どうもありがとうございました。